

## 政府案に対する意見と法律案のご提案

2022年11月22日

全国靈感商法対策連絡会議 代表世話人  
弁護士 郷 路 征 記（札幌）



世界平和統一家庭連合（旧統一教会）による被害の救済と防止に向けて、与野党問わず取り組んでくださっていることに、長年この問題に取り組んできた弁護士として大変心強く感じております。政府案、野党案ともに真摯に検討されているものであり、熱意を感じます。心より感謝申し上げます。

ご提案されている法律案に、旧統一教会に関する裁判（不法行為に基づく損害賠償請求訴訟）において主張され、司法の場でその趣旨が認められてきた問題意識、違法行為の内容を加味することができれば、被害の救済と防止は図れるものと考えております。

### 【ポイント】

- ・不安をあおる、不安に乗ずる場合も、もちろんあります。しかし、献金をしたときの心理状態は不安のみではありません。
- ・不安による場合のほか、単純に拒否が不可能で献金せざるを得ない場合もあります。加えて、献金をすることが真の利益になる、あるいは、自分の使命、責任であると思って献金をする場合もあります。そのような場合もとても多く、決して無視できるものではありません。
- ・自由な意思決定により献金をする場合には、もちろん違法ではありません。しかし、違法な方法で確信を持たされてしまい、その結果、その確信に基づいて献金をしてしまう場合には、もはや自由な意思決定とはいえません。（前記の例でいえば、違法な方法で、献金をすることが真の利益になる、あるいは、自分の使命、責任であるという確信を持たされてしまえば、その確信を刺激さえすれば、人はそのように判断して献金してしまうようになります。別紙イメージ図もご覧ください。）
- ・司法は、後段のような場合についても、違法であると認定すると考えられます。したがって、救済立法においても、司法の判断を考慮したものである必要があります。

現時点においては政府案について具体的条文を示すかたちで修正提案ができませんので、立憲民主党、日本維新の会の法律案を参考にして、それをどのように修正すれば旧統一教会の被害救済、被害防止に役立つものになるのか、ご提案させていただきます。(用語例も、立憲民主党、日本維新の会の法律案に入れるとしたらという形式でのご提案です。)

### 修正の提案

<p>第一条関係 「意思表示の取消等」を「意思表示の無効等」に変更</p> <p>(定義等)</p> <p>第二条</p> <p>1 この法律において「特定財産損害誘導行為」とは、財産上の利益の供与を受けることを意図する者あるいはその関係者（以下、「受益者等」という）が、財産上の供与を行う者（以下、「供与者」という）に対して、あらかじめおこなった困難状況形成行為によって、供与者に困難状況を形成させ、その状況を利用して、受益者等に財産上の利益の供与をするよう勧奨・指示・命令等（以下、「誘導」という）することをいう。</p>	<p>自由意思によらずして行われた意思表示であるから無効とするのが相当。</p> <p>その趣旨が司法において主張され、認められている。その加害行為を定義として入れる。</p>
<p>2 この法律において「困難状況」とは、受益者等に対して、供与者が以下のいずれかの状況になることをいう。</p> <p>一 受益者等に財産上の供与をすることが供与者の真の利益であるという確信が受益者等によって供与者に形成されている状況。</p> <p>二 供与者となる者やその家族が不幸になる、日本が沈没する、それを回避するのは供与者となる者の責任であるなど恐怖心や罪意識を発生する確信が受益者等によって供与者に形成されている状況。</p> <p>三 受益者等に対して財産上の利益の供与をすることが供与者にとって使命であり責任であるとの確信が受益者等によって供与者に形成されている状況。</p> <p>四 受益者等の誘導を拒否できないとの確信が受益者等によって供与者に形成されている状況。</p>	<p>供与者が「困難状況」にあると、受益者側からの「誘導」があれば献金してしまうようになる。</p> <p>いずれも司法においてこの趣旨が違法と認められている。</p>

<p>3 この法律において「困難状況形成行為」とは、受益者等に財産上の利益の供与をさせることを目的として、受益者等が供与者に対して、困難状況を形成させる以下の行為の全部もしくはいくつかを行い、それが社会的相当性を逸脱していると認められるることをいう。</p>	<p>供与者の「困難状況」を違法に形成させる行為。司法において違法要素と主張され、裁判において違法性判断の根拠とされているもの。</p>
<p>一 困難状況を形成する過程に勧誘するため次のうち、全部又はいくつかの方法を用いること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 影響を受けやすい人を誘うと定めるなど、供与者となる者を不當に選別すること。</li> <li>ロ 接触の当初受益者等の名称、属性を偽ったり隠したりすること。</li> <li>ハ 働きかけの目的を偽って告知すること。</li> </ul> <p>二 不安を喚起すること、あるいは喚起された不安を利用する</p> <p>こと。</p>	<p>勧誘の場面における違法要素。</p>
<p>二 困難状況を形成する過程が次の手段の全部またはいくつかを用いていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 他者との交流を遮断した場で困難状況を形成すること。</li> <li>ロ 供与者となる者の判断を誤らせるために心理学に関する知識及び技術をみだりに用いること。</li> <li>ハ 供与者となる者の判断のために特に重要な情報を隠したまま困難状況を形成する過程に深入りさせていくこと</li> </ul> <p>二 事実に反することや真偽の確定し得ない情報を真実である事実であるとして繰り返し教えること。</p> <p>ホ 困難状況を形成する過程から供与者が逃れることのできない心理状態にしてから、財産上の供与をすべきとすることを伝えること。</p> <p>ヘ 受益者等が供与者に対し受益者等の誘導に絶対に従わなければならぬと教えること。</p> <p>ト 受益者等が供与者に対し受益者等の誘導に従わせるための訓練を継続的におこなうこと。</p>	<p>勧誘した後の、困難状況を形成する過程における違法要素。</p>

注：上記の定義によれば、財産上の供与の意思決定がされる際、財産上の供与をする者の自由意思は財産上の供与を受ける者によって意図的に植えつけられた確信（判断基準）によって、阻害されている状態である。それは金額の多寡に関わらない。したがって、献金、物品の購入について金額の多寡を問う必然性はないので、法律案第一条第1項本文の「その人の財産に著しい損害を生じさせることになる」との規定と、第二条第2項の規定（著しい損害か否かの判断基準）は削除される。

(特定財産損害誘導行為による意思表示の無効) 第七条 特定財産損害誘導行為によりおこなった財産上の利益の供与を目的とする法律行為の意思表示は無効とする。	
(取り消し権行使したものの返還義務) 第九条 「取り消し」を「無効」に書きあらためる。	

注：上記のとおり、自由意思によらずして行われた意思表示であるから無効とするのが相当である。

(特別補助開始の審判等) 第十一条 第二条所定の困難状況を困難状況形成行為をおこなった者に利用された場合、自己及び自己の管理する財産に著しい損害を生じさせる財産上の利益の供与を誘導される状態にある者については、家庭裁判所は－以下略－特別補助開始の審判をすることができる。	
第十八条 3項で、特別補助の登記がされることになっているが、登記は本人保護の観点から必要ないと思う。特定財産損害誘導行為を行った者に対する「通知」ですむと思う。	

注：自由意思によらずして財産上の供与をおこなってしまう状態にさせられている者について、本人の保護のためにも部分的な能力の制限はやむを得ないと考える。

<p>被特別補助人が特定財産損害誘導行為をした者に対して過去の財産の供与の返還を求める裁判で、被特別補助人が管理していた他者の財産の供与に関しては、被特別補助人と特定財産損害誘導行為をした者とは共犯の関係にあると推定する。</p>	
<p>被特別補助人が管理していた財産の内、用途が不明なもので、その者の家庭の生活状況やその者の社会的地位などから、不相当に高額なものと認められるものは、特定財産損害誘導行為を行ったものへの財産の供与と推定する。</p>	

注：被特別補助人がなした財産の供与について、推定規定を新設する。被特別補助人がいまだ「困難状況」にあるため、財産を供与した者（被特別補助人）が特定財産損害誘導行為を行った者と一体であり、裁判に一切協力しないと考えられるからである。

以上

# 政 府 案

- ・被害救済・再発防止のための寄附  
適正化の仕組み（概要）を検討。

① 靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として



法人（例：宗教法人）

②-1 本人・親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままで現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり

②-2 又は、そのような不安を抱いていることに乘じて



④ その重大な不利益を回避するためには、寄附することが必要不可欠である旨を告げて



⑤ 寄附

③ 不安



個人（市民）

【問題点】①～⑤全て必要、範囲が狭すぎる。  
旧統一教会の被害実態に即していない。  
= 被害救済、防止にならない。

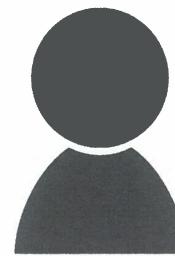
# 提 案

- 本日時点で具体的条項について比較、検討できる立憲民主党・日本維新的会の法案を参考にして、同法案の第2条の定義を整理するかたちで提案。

## 特定財産損害誘導行為（1項）

### ② 困難状況（2項）

①により以下の困難状況とさせる。  
(以下の確信を持たせる。)



受益者

(宗教法人、信者)

### ① 困難状況形成行為（3項）

財産上の供与をさせるために、供与者を困難状況にさせる行為（例 正体隠し伝道）

### ③ 誘導

供与者の困難状況を利用して、財産上の利益の供与を求める勧奨・指示・命令等

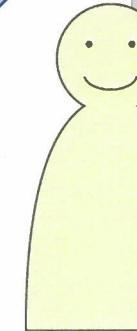
### ④ 財産上の利益の供与（出捐）

### ② 困難状況（2項）

①により以下の困難状況とさせる。  
(以下の確信を持たせる。)



恐怖心、罪意識（2号）  
拒否不可能（4号）



真の利益（1号）  
使命、責任（3号）

供与者（市民）

上の方法が、旧統一教会について、裁判で主張され、その趣旨が認められている違法行為 = 被害実態  
被害の救済、防止のためには、被害実態に即した法律が必要不可欠